

議案第10号

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8年 3月 9日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴うひとり親家庭等医療費助成の現物給付開始により、みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成17年みやき町条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第6号中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、同条第7号中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「すべき額」の次に「（食事療養に要する費用に係るものを除く。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 保険医療機関等 医療保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めた者

第3条中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認めたときは、母子家庭の母若しくは父子家庭の父に監護されている児童又は父母のない児童で本町に住所を有しないものを助成対象者とすることができる。

第5条中「助成対象者に係る保険給付につき、助成対象者又はその保護者が一部負担金を支払った場合において当該支払額から、助成対象者1人につき各診療月500円の自己負担額を控除した額を助成するものとする」を「助成対象者が保険医療機関等において保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から、保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、その一部負担金に相当する額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を、次条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、助成するものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 保険医療機関等への入院に係る保険給付を受けた場合 1月につき500円

(2) 前号に掲げるもの以外に係る保険給付を受けた場合 1回につき500円（一部負担金の額が500円に満たない場合は、当該一部負担金の額）。ただし、保険給付を2回以上受ける場合の2回目以降については、0円

第5条に次の3項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、助成対象者が薬局において保険給付を受けた場合は、一部負担金に相当する額の全額を、受給資格者に対し、助成するものとする。

3 第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う病院又は診療所は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ個別の保険医療機関等とみなす。

4 第1項及び第2項の規定による助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づき規則、定款等によ

り付加給付等を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

第6条中「助成対象者又はその保護者は、前条に定める医療費助成金（以下「助成金」という。）を受けようとするときは、」を「助成対象である児童を養育する者は、医療費の助成を受けようとするときは、当該助成対象者について、」に改める。

第7条第1項中「前条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）」を「受給資格者」に改め、同条第2項中「8月31日」を「10月31日」に、「9月1日」を「11月1日」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

（受給資格の確認）

第8条 助成対象者が、規則で定める保険医療機関等（以下「指定保険医療機関」という。）において、保険給付を受けるときは、受給資格証を提示することによって当該指定保険医療機関から、受給資格の確認を受けなければならない。

（助成の方法）

第9条 町長は、助成対象者が指定保険医療機関において保険給付を受けた場合には、当該指定保険医療機関の請求に基づき、助成すべき額を当該指定保険医療機関に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し助成を行ったものとみなす。

第13条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

（高額療養費等の受領権）

第13条 町長は、第5条の規定により助成を行った場合においては、その助成額の限度において受給資格者が保険者に対して有する高額療養費及び高額介護合算療養費の受領権を取得するものとする。

（損害賠償との調整）

第14条 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、受給資格者が第三者から損害賠償金の支払を受けたときは、その額の限度においてこの条例による助成は行わない。

2 前項の場合において、町長は、医療費の助成を行ったときは、助成した額の限度において、受給資格者が第三者に対して有する損害賠償請求権を受給資格者に代わって行使することができるものとする。

第9条の次に次の2条を加える。

第10条 町長は、前条の規定にかかわらず、助成対象者が保険医療機関等において保険給付を受けた場合で、受給資格者が、その一部負担金又は医療費の全額を保

険医療機関等に支払ったときは、受給資格者の申請に基づき、第5条第1項又は第2項の規定により助成すべき額を受給資格者に支払うものとする。

- 2 前項の申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月に行うものとする。ただし、受給資格者の死亡等により、受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は町長が適当と認める者が申請することができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、町長が認めたときは、受給資格者が保険給付に係る一部負担金又は医療費の全額を負担した日から起算して1年以内において申請することができる。

(交付の時期等)

第11条 町長は、前条第2項及び第3項の規定に基づく申請があったときは、速やかに内容を審査し、当該申請に係る助成費の額を決定し、申請者に交付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、令和8年11月1日以後に行われた医療に係る医療費から適用し、令和8年10月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に令和8年8月31日を期限として交付されている受給者証については、その有効期限を令和8年10月31日までとする。

みやき町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>社会保険各法</u> 次に掲げる法律をいう。 ア～キ (略)</p> <p>(6) 保険給付 <u>社会保険各法</u>に規定する療養給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。</p> <p>(7) 一部負担金 <u>社会保険各法</u>の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額 _____をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(助成の対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成対象者（以下「助成対象者」という。）は、<u>社会保険各法</u>の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者であり、かつ、みやき町内に住所を有する母子家庭の母及びその者に監護されている児童、父子家庭の父及びその者に監護されている児童、父母のない児童とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>医療保険各法</u> 次に掲げる法律をいう。 ア～キ (略)</p> <p>(6) 保険給付 <u>医療保険各法</u>に規定する療養給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。</p> <p>(7) 一部負担金 <u>医療保険各法</u>の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額 <u>(食事療養に要する費用に係るものを除く。)</u>をいう。</p> <p>(8) <u>保険医療機関等 医療保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めた者</u></p> <p>(助成の対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成対象者（以下「助成対象者」という。）は、<u>医療保険各法</u>の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者であり、かつ、みやき町内に住所を有する母子家庭の母及びその者に監護されている児童、父子家庭の父及びその者に監護されている児童、父母のない児童とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認めたときは、母子家庭の母若しくは父子家庭の父に監護されている児童又は父母のない児童で本町に住所を有しないものを助成対象者</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(助成の額)</p> <p>第5条 町長は、<u>助成対象者に係る保険給付につき、助成対象者又はその保護者が一部負担金を支払った場合において当該支払額から、助成対象者1人につき各診療月500円の自己負担額を控除した額を助成するものとする</u></p> <hr/> <p>_____。<u>ただし、社会保険各法による付加給付があるときは、その額を控除した額を助成するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>とすることができる。</u></p> <p>(助成の額)</p> <p>第5条 町長は、<u>助成対象者が保険医療機関等において保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から、保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、その一部負担金に相当する額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を、次条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、助成するものとする。</u></p> <hr/> <p>(1) <u>保険医療機関等への入院に係る保険給付を受けた場合</u> <u>1月につき500円</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもの以外に係る保険給付を受けた場合</u> 1回につき500円（一部負担金の額が500円に満たない場合は、当該一部負担金の額）。<u>ただし、保険給付を2回以上受ける場合の2回目以降については、0円</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、町長は、助成対象者が薬局において保険給付を受けた場合は、一部負担金に相当する額の全額を、受給資格者に対し、助成するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う病院又は診療所は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ個別の保険医療機関等とみなす。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定による助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(受給資格の認定)</p> <p>第6条 <u>助成対象者又はその保護者は、前条に定める医療費助成金(以下「助成金」という。)を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定を受けなければならない。</u></p> <p>(受給資格証の交付)</p> <p>第7条 町長は、<u>前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)</u>に対し、規則で定めるところにより受給資格証を交付する。</p> <p>2 <u>受給資格証の有効期間は交付した日から最初に到来する8月31日までとし、更新は9月1日とする。</u></p> <p>(受給資格証の提示)</p> <p>第8条 <u>受給資格者は、医療を受ける場合は保険医療機関又は保険薬局に対し、受給資格証を提示するものとする。</u></p> <hr/> <p>(給付の方法)</p> <p>第9条 <u>第5条に定める助成金の給付は、規則で定めるところにより受給資格者の申請に基づき行うものとする。</u></p> <hr/> <p>2 <u>町長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、助成金を決定し申請者に給付するものとする。</u></p> | <p><u>法の規定に基づき規則、定款等により付加給付等を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。</u></p> <p>(受給資格の認定)</p> <p>第6条 <u>助成対象である児童を養育する者は、医療費の助成を受けようとするときは、当該助成対象者について、</u>規則で定めるところにより受給資格の認定を受けなければならない。</p> <p>(受給資格証の交付)</p> <p>第7条 町長は、<u>受給資格者</u> _____ に対し、規則で定めるところにより受給資格証を交付する。</p> <p>2 <u>受給資格証の有効期間は交付した日から最初に到来する10月31日までとし、更新は11月1日とする。</u></p> <p>(受給資格の確認)</p> <p>第8条 <u>助成対象者が、規則で定める保険医療機関等(以下「指定保険医療機関」という。)</u>において、保険給付を受けるときは、<u>受給資格証を提示することによって当該指定保険医療機関から、受給資格の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(助成の方法)</p> <p>第9条 町長は、<u>助成対象者が指定保険医療機関において保険給付を受けた場合には、当該指定保険医療機関の請求に基づき、助成すべき額を当該指定保険医療機関に支払うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し助成を行ったものとみなす。</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|----------|--|
| (新設) | <u>第10条 町長は、前条の規定にかかわらず、助成対象者が保険医療機関等において保険給付を受けた場合で、受給資格者が、その一部負担金又は医療費の全額を保険医療機関等に支払ったときは、受給資格者の申請に基づき、第5条第1項又は第2項の規定により助成すべき額を受給資格者に支払うものとする。</u> |
| (新設) | <u>2 前項の申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月に行うものとする。ただし、受給資格者の死亡等により、受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は町長が適当と認める者が申請することができる。</u> |
| (新設) | <u>3 前項本文の規定にかかわらず、町長が認めたときは、受給資格者が保険給付に係る一部負担金又は医療費の全額を負担した日から起算して1年以内において申請することができる。</u> |
| (新設) | <u>(交付の時期等)</u> |
| (新設) | <u>第11条 町長は、前条第2項及び第3項の規定に基づく申請があったときは、速やかに内容を審査し、当該申請に係る助成費の額を決定し、申請者に交付するものとする。</u> |
| (届出の義務) | <u>(届出の義務)</u> |
| 第10条 (略) | 第12条 (略) |
| (新設) | <u>(高額療養費等の受領権)</u> |
| (新設) | <u>第13条 町長は、第5条の規定により助成を行った場合においては、その助成額の限度において受給資格者が保険者に対して有する高額療養費及び高額介護合算療養費の受領権を取得するものとする。</u> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(助成金の返還)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 (略)</p> | <p><u>(損害賠償との調整)</u></p> <p><u>第14条 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、受給資格者が第三者から損害賠償金の支払を受けたときは、その額の限度においてこの条例による助成は行わない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、町長は、医療費の助成を行ったときは、助成した額の限度において、受給資格者が第三者に対して有する損害賠償請求権を受給資格者に代わって行使することができるものとする。</u></p> <p>(助成金の返還)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p> |